

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（令和5年6月15日更新）

項目	質問	回答
共通	令和5年度に交付決定を受けた場合、事業の実施に期限はあるか。	原則として、令和6年3月31日までに事業の完了と実績報告の提出が必要です。
	補助金で整備した部屋や備品等を使わなくなった場合、別の用途での使用や取り壊し、廃棄等を行うのに必要な手続きはあるか。	補助金で整備した財産については、財産処分手続の対象となります。財産の目的外使用や取り壊し、廃棄等を行った場合、返納となる場合があります。
簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	対象となる簡易陰圧装置はどのようなものか。	ダクト工事を伴わない、陰圧ブースや陰圧テントを設置するタイプの型式も対象となります。ただし、本事業は簡易陰圧装置の設置費用を補助するものであるため、空気清浄機としても使用する場合は補助対象外です。交付申請にあたっては、「空気清浄機として使用しない旨の誓約書」を提出していただきます。
	対象となる経費はなにか。	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費のみ対象となります。交換用のフィルターや設置後のメンテナンスに係る費用等は補助対象外です。
	補助台数に上限はあるか。	1施設当たり1台が上限です。なお、同一施設に2つ以上の対象事業所が併設する場合でも、1施設当たり1台が上限となります。（例：特別養護老人ホームと併設する短期入所生活介護）
	どこに設置する簡易陰圧装置が対象となるか。	居室や静養室に設置するものが対象となります。可動式の簡易陰圧装置も対象となりますが、どのように使用するか、平面図に具体的に記載してください。
家族面会室の整備等経費支援事業	家族面会室にブース等を設置する事業は対象となるか。	対象となります。
	ロビー等にブースを設置して、新設の家族面会室として使用する事業は対象となるか。	下記の条件を満たす場合に限り対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・常設の家族面会室として使用すること。（移動・撤去や目的外使用の場合は、返納となる場合があります。） ・工事等により床や壁に固定すること。 ・部屋として十分な強度であること。 ・施設基準や法令を遵守すること。